

北茨城市企業用地等情報提供制度のご案内（平成26年8月1日掲載）

市内にある企業の立地に適した土地及び建物の所有者の方で、その物件について企業等への売却又は賃貸をお考えの方は、ぜひご連絡ください。

○目的

この制度は、企業用地等の情報を収集し、市がホームページ等を通して広く一般に提供することにより、企業立地の促進を図ることを目的としています。

○登録可能物件

工場、倉庫等の利用に供するため売却又は賃貸を予定している土地及び建物

○登録することができない物件

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- ・ 宅地建物取引業者にその企業用地等の売却又は賃貸の媒介若しくは代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

○登録の申請

企業用地等登録申請書に、案内図、敷地図面、建物図面等の資料を添付の上、申請してください。

○お問合せ・申請先

北茨城市 商工観光課 企業誘致推進室

電話：0293-43-1111 FAX：0293-43-3030 E-Mail：kankou@city.kitaibaraki.lg.jp

